

令和4年12月21日

お客様各位

令和4年12月17日から的大雪による災害等に対する当金庫
の対応について

このたび、令和4年12月17日から的大雪による被害を受けられた皆様には心からお見舞い申し上げます。

加茂信用金庫では、大雪で被害を受けられたお客様に対し、被害状況等に応じて下記のとおりのお取り扱いをさせていただきます。

記

1. 預金証書・通帳を紛失された場合、ご本人様の確認をさせていただいたうえで、預金の払い戻しの対応をさせていただきます。
2. お届けのご印鑑がない場合には、ご本人様の確認をさせていただいたうえで、拇印により対応させていただきます。
3. 定期預金、定期積金等の期限前でも払い戻しさせていただきます。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と協議のうえ対応させていただきます。
5. 災害時の手形・小切手の不渡り処分等について配慮させていただきます。また、電子記録債権についても配慮させていただきます。
6. 損傷した紙幣・貨幣の引き換えを承ります。
7. 国債を紛失された場合の相談も承ります。
8. 応急資金が必要な場合、またはご融資の返済猶予等について、ご相談を承ります。
9. 「自然災害による被災者と債務整理に関するガイドライン」の利用につきまして、ご相談を承ります。

※その他、詳しくは、当金庫の窓口までお尋ねください。

以上